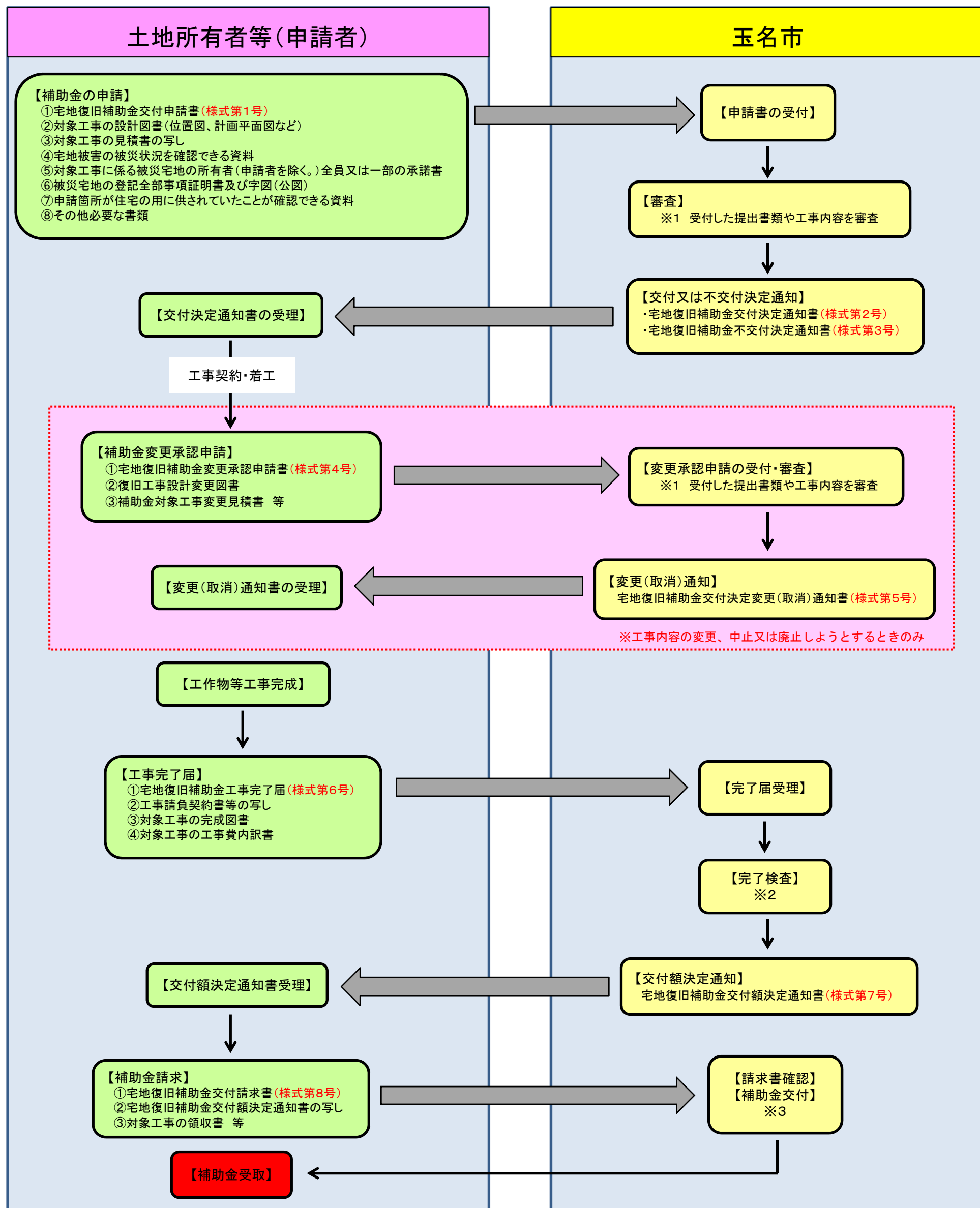


被災宅地復旧支援事業の補助金交付手続きの流れ



※1 審査にあたっては、申請箇所が公共事業の対象箇所・区域でないかに留意すること。また、必要に応じ、現地審査を行うこと。

※2 審査にあたっては、現地審査を行うこと。

※3 申請者が偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたと判断した場合は、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

《遡及適用について》

- ・既に復旧工事等を行っている場合であっても、令和7年8月豪雨により被災した宅地であることが確認できれば補助対象とする。
- ・写真等により被災した宅地であることが確認できない場合は、地元区長や地域住民からの聞き取り等により対象宅地であることを市が判断する。
- ・遡って申請する場合であっても、申請手順は同一であるが、補助金を早期に交付できるよう交付申請時の審査と交付時の審査を同時に行うなど、事務の効率化に努めるものとする。